昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に

基づく債務の免除に関する条例の設定について

次のとおり昭和天皇の崩御に伴う職員の

懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除

に関する条例を設定することについて、 の議決を求める。

地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第九十

本議会

平

成元年三月十日

六条第一項の規定により、

Ξ 朝 ĦŢ 長 安 田 真 郎

平 成元年 参月 廿拾弐日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に

関する条例

(目的)

第一条 この条例は、公務員等の懲戒免除等に関する法律(昭和二十七法律第百十七号)第三条及び

第五条の規定に基づき、職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関し必要な事項

を定めることを目的とする。

(職員の懲戒免除)

第二条 職員(この条例施行前に職員でなくなつた者を含む。)のうち、法令及び法令に基づく条例

の規定により、昭和六十四年一月七日前の行為について、平成元年二月二十四日前に減給又は戒告

の懲戒処分を受けた者に対しては、将来に向かつてその懲戒を免除する。

(職員の賠償責任に基づく債務の免除)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二(地方公営企業法(昭和二

十七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償 責任に基づく債務で昭和六十四年一月七日前における事由によるものは、将来に向かつて免除する。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成元年二月二十四日から適用する。